

第52回奈良県障害者作品展開催要項

第52回奈良県障害者作品展は、

「芸術会館美楽来」(生駒市)で実施します。

今年度の開催要項を確認の上、作品応募、作品展示における搬入搬出、周知にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

※今年度の開催は「芸術会館美楽来」(生駒市)の1会場のみで実施します。

1. 目的

作品制作を通じて、障害のある人の社会参加と自立更生に対する意欲の増進を図るとともに、より多くの方が障害のある人の作品に触れる機会を設けることで、広く県民の障害のある人に対する理解の促進を図ることを目的とする。

2. 主催 奈良県

3. 開催日時等

- (1) 開催期間 令和6年11月27日(水)~12月4日(水)
(ただし、12月2日(月)は休館)
- (2) 開催時間 午前10時~午後5時
(ただし、初日の11月27日(水)は午後1時から、最終日の12月4日(水)は正午まで)
- (3) 搬入・搬出日時
搬入:令和6年11月26日(火)
※搬入時間については、出品受付後に連絡します。
搬出:令和6年12月4日(水)
※搬出時間については、出品受付後に連絡します。

4. 開催場所

芸術会館 美楽来
(住所:生駒市西松ヶ丘2-20)



裏面に続く

5. 出品資格者

①奈良県内に在住する障害児・者、②奈良県内の施設に入・通所する障害児・者

6. 種目

絵画、写真、書道、工芸、手芸、文芸（短歌、俳句、川柳）、コンピュータ・タイプアートの7種目とする。

7. 出品点数

出品できる作品点数は、種目、個人作品、合同作品を問わず、1人1点とする。

8. 表彰

各種目の特に優秀な作品については、賞状を授与する。

9. その他

- (1) 昨年の受賞者が受賞作と同一種目に出品した場合は、受賞の対象としない。
- (2) 応募作品は全作品の展示を原則とするが、出品が多数の場合は展示できないことがある。出品多数の場合は先着順。サイズを超えた場合は出品ができない場合がある。
- (3) 出品された作品については、写真等により記録し、インターネットでの公開及び今後の広報活動等に使用することがある。なお、著作権等侵害の恐れがあると主催者側が判断した場合、インターネットでの公開を差し控えることがある。
- (4) 感染症等の拡大状況によっては、やむを得ず、奈良県障害者作品展または表彰式の開催を中止することがある。